

# 校内連携体制

学校において、子どもの抱える問題の把握から支援方法の共有までを、次のように進めることが想定されます

## ① 子どもの抱える問題の把握



- ・ 言動の背景に隠された要因を探る視点をもつ。
- ・ あらわれている言動だけを捉えて表面的な指導にならないようにする。

## ② 情報の収集・整理



- ・ チーム作り…メンバーを精選し、中心となる役割をする人（ファシリテーター）を決める。
- ・ 情報整理…多面的に情報を収集し集約する（誰が集約やまとめをするかを定める）。

## ③ 校内におけるケース会議

- ・ ファシリテーターが中心となって、関係する教職員、場合によっては SC や SSW（下記参照）が参加し、ケース会議を開く。ケース会議の目的を共有する。
- ・ アセスメント（見立て）…情報を整理した中から考えられる問題の要因を探る。  
※ガイドブック巻末〈付録〉アセスメントシート等を利用（⇒p.64）
- ・ 子どもの思い（どのように過ごしたいか、どうなりたいか等）を確認する。
- ・ 長期目標と短期目標を決め、それぞれの期限を設定する。
- ・ 短期目標を達成するための具体的な手立て（いつまでに、誰が、誰に、どう支援するのか）を協議し、役割分担をする。
- ・ 次回の経過報告の日を設定する（短期目標の評価・支援の修正のため）。

### SC（スクールカウンセラー）

子どもの心のケアや、ストレスへの対処法等、心に関する授業を行う心理の専門家で、教育委員会から学校等に派遣または配置されます。公認心理師、臨床心理士等の資格を持っている方が多いです。

### SSW（スクールソーシャルワーカー）

子どもやその保護者に対して福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないだり、手続きの補助等をしたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校等に派遣または配置されます。社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持っている方が多いです。

## 【学校内での学びの場、居場所の保障】

### 校内教育支援センター



学級で不安を抱え、遅刻・早退、欠席等がみられたら、まず、校内教育支援センターや保健室が、安心できる居場所となるか考えてみましょう。その際、利用時のルールについて校内で決めておくこと混乱が少ないです。

学校には行くことができるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した居場所のことです。「別室」と言われていました。

子どものペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートをしたりします。

# 校外関係機関連携体制

学校だけでは解決が難しい場合は、課題に応じた関係機関との連携を学校で協議し、学校として連絡し相談します

## 連携の心構え

- ① 個人情報の取り扱いは十分気を付ける。※下記参照
- ② 管理職が関係機関との連携について理解し、判断する。
- ③ 学校が問題を抱え込まない。関係機関に任せきりにしない。
- ④ 各関係機関のできること・できないことを理解する。
- ⑤ 学校が主体となり、関係機関の役割を明らかにする。
- ⑥ お互いの専門性を生かして、問題解決に向けて支援する。

## 【個人情報の利用・提供に関するルール】 ※文部科学省『教育データの利活用に係る留意事項のポイント』

教育委員会や学校が持つ個人情報は、事前に「何に使うか」が決まっている目的の範囲内に限り、学校自身が使うことや、他の機関に渡すことが原則です。ただし、以下の①～③に該当する場合には、例外として、既存の利用目的以外の目的で利用・提供することが認められます。

① 法令に基づく場合(例:児童福祉法に基づく要保護児童に関する連携体制)

② 利用目的の変更により恒常的な目的外利用・提供を行う場合

利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的と「相当の関連性」を有すると「合理的に認められる」範囲を超えて行ってはいけません。

③ 以下のアからウまでのいずれかに該当する臨時的に目的外利用・提供を行う場合

※ただし、いずれの場合も、目的外利用・提供により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが必要です。

ア. 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

同意については、児童生徒の発達段階に応じ、同意したことによって生じる結果について自分で理解できる場合は本人から、できない場合は保護者から、取得するのが基本になります。

イ. 利用目的以外の目的のための内部での利用や他の機関への提供に相当の理由があるとき

以下の場合で、社会通念上、客観的に見て合理的な理由があることが必要です。

・ 教育委員会や学校が法令の定める所掌事務や業務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

・ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

ウ. 専ら統計作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他特別な理由があるとき

■ 住所・氏名を消す

■ 資料に~~秘~~マークを記載

■ ~~秘~~資料に通し番号を付け、終了後もれなく回収し、シュレッダー等の処理をする

ケース会議等で  
個人情報を取り扱う場合  
こんな配慮が必要



担当(担任や生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター等)から関係機関に連絡を入れる前に、まず管理職の先生から(主に教頭先生が多いよう

です)連絡を入れ、連携の趣旨を説明するとよいです。  
関係機関によってはSSWが連携をする場合もあります。